

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【公表番号】特表2013-500500(P2013-500500A)

【公表日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2012-521801(P2012-521801)

【国際特許分類】

G 02 B 1/10 (2006.01)

C 09 D 127/12 (2006.01)

C 09 D 183/08 (2006.01)

C 09 D 7/12 (2006.01)

B 32 B 27/00 (2006.01)

G 02 B 1/11 (2006.01)

【F I】

G 02 B 1/10 Z

C 09 D 127/12

C 09 D 183/08

C 09 D 7/12

B 32 B 27/00 Z

G 02 B 1/10 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月7日(2013.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

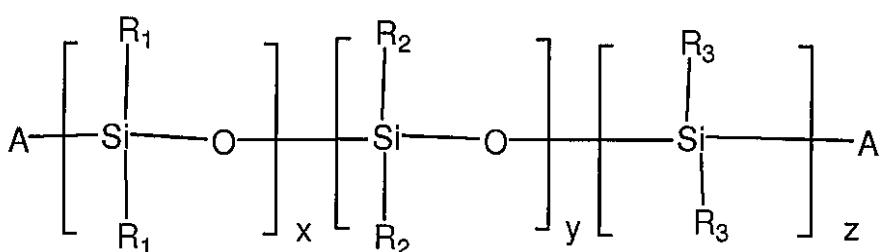
【特許請求の範囲】

【請求項1】

a) 600～100,000の質量平均分子量を有し、任意選択的に反応性官能基を有するフッ素含有ポリマーを含んでなる0～95質量%の成分(I)；

b) 600～100,000の質量平均分子量を有し、反応性官能基を有するフッ素およびケイ素含有ポリマーを含んでなる0.1～75質量%の成分(II)、ここで、成分(I)が式(II)

【化1】



II

(式中、Aは反応性官能基であり、R<sub>1</sub>～R<sub>3</sub>はそれぞれ独立して、エーテル結合を任意選択的に含有する、C<sub>1</sub>～C<sub>6</sub>アルキル基であり、ここで、少なくとも1つのRは少なくとも

部分的にフッ素化されており、 $x$ 、 $y$  および  $z$  は、ポリマー中の繰り返し単位の数を示す整数であり、ここで、 $x$ 、 $y$ 、および  $z$  の少なくとも 1 つは 0 より大きい) で表される;

c) 600 未満の質量平均分子量を有し、そして少なくとも 1 つの官能基を有する反応性希釈剤を含んでなる 5 ~ 99.9 質量 % の成分 (III);

d) 10,000 未満の数平均分子量を有するフッ素含有の非官能性オリゴマーまたはポリマーを含んでなる 0 ~ 20 質量 % の成分 (IV); ならびに

e) 無機粒子を含む 0 ~ 80 質量 % の成分 (V);

を含んでなる組成物の反応生成物でコートされた基材を含む物品であって、

組成物の 0.1 ~ 95 質量 % が成分 (I) および成分 (II) の 1 つまたは両方であり、組成物の 5 ~ 99.9 質量 % が成分 (III) であり、組成物の残りが成分 (IV) ~ (V) の 1 つまたは両方であり、ここで、質量百分率はすべて成分 (I) ~ (V) の総質量に基づいており、ただし成分 (I) および成分 (IV) の両方が存在するとき成分 (I) は成分 (IV) と同一ではない、上記物品。

#### 【請求項 2】

成分 (I) が 0.1 % ~ 2 % の質量 % で存在し、10,000 ~ 70,000 の質量平均分子量を有する請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 3】

成分 (II) が 25 % ~ 70 % の質量 % で存在し、600 ~ 3,000 の質量平均分子量を有する請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 4】

成分 (III) が、600 未満の質量平均分子量の、少なくとも 1 つの官能基を有するフッ素含有、ケイ素含有、またはフッ素およびケイ素含有反応性希釈剤である請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 5】

成分 (III) が 200 ~ 600 の質量平均分子量を有し、そして 15 % ~ 80 % の質量 % で存在する請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 6】

成分 (IV) が 5 % ~ 13 % の質量 % で存在し、そして 3,000 ~ 8,000 の質量平均分子量を有する請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 7】

成分 (IV) がパーカルオロポリアルキルエーテルオリゴマーまたはポリマーである請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 8】

成分 (V) が 10 % ~ 40 % の質量 % で存在する請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 9】

成分 (V) が導電性または半導性無機粒子を含む請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 10】

基材がアセチル化セルロース、ポリエステル、ポリカーボネート、ポリメチルメタクリレート、ポリアクリレート、ポリビニルアルコール、ポリスチレン、ガラス、ビニル、またはナイロンである請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 11】

反応生成物が乾燥され、硬化したコーティングである請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 12】

基材が 1 つ以上の追加のコーティングを含む請求項 1 に記載の物品。

#### 【請求項 13】

ディスプレイ表面、光学ディスプレイ基材、陰極線管ディスプレイ、プラズマディスプレイパネル、エレクトロルミネッセンスディスプレイ、液晶ディスプレイ、ディスプレイパネル、光学レンズ、ウィンドウ、光学偏光子、光学フィルター、光沢印刷物、または写真である請求項 1 に記載の物品。